

第4次 苫前町行政改革大綱

～ 町民との協働による自律したまちづくりの実現を目指して ～

平成17年7月

苫 前 町

第1 基本的な考え方

1 行政改革の必要性

本町ではこれまで、昭和61年2月に「苫前町行政改革大綱」(計画期間:昭和61~62年度)を、平成8年7月に「苫前町第2次行政改革大綱」(計画期間:平成9~13年度)を、さらに平成11年2月に「苫前町第3次行政改革大綱」(計画期間:平成11~15年度)を策定し、行政サービスの向上や効率的な行政運営を推進するため、事務事業の見直し、組織機構の見直し、職員数の削減、民間委託の推進など、行財政全般にわたる改革に取り組んできたところであります。

しかしながら、最近の地方自治体を取り巻く環境は、長引く景気の低迷や少子高齢化の進行、また、国による三位一体改革の推進による地方交付税の削減、さらには市町村合併の推進、道州制推進に伴う事務権限移譲への対応など、かつて経験したことのない大変厳しい状況に直面しております。

こうしたなかでも、町民が安心して暮らせるよう町民と議会、行政が情報を共有し、協働による自主自律のまちづくりを進めていくことにより、この危機的局面を乗り越えていかなければなりません。

このため、これまでの行政改革への取り組み結果を検証するとともに、新たな課題を精査し、本町における従来の行政組織運営全般について、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクル(以下、「PDCA サイクル」という。)に基づき根本から見直すことにより、多様化する町民ニーズへの的確な対応を図るとともに、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムを構築するため、「第4次苫前町行政改革大綱」を策定し、更なる行政改革に取り組んでいくこととします。

2 行政改革の進め方

この大綱の実施期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

また、行政改革の推進に当たっては、その進捗状況及び実施結果を町民の代表者で組織する「行財政改革推進委員会」に報告し、助言を得るとともに、町議会とも連携しながら強力に推進していくこととします。なお、「行財政改革推進委員会」への報告内容等については、随時、町広報誌やホームページ等により広く積極的に町民に公表し、理解と協力を得ながら進めていくこととします。

第2 行政改革の重点推進事項

1 開かれた行政システムの確立を目指して

地方分権が一段と進む中、本町においても地域の特色を最大限に活かした地域（まち）づくりが求められています。これからの地域（まち）づくりを進めていくにあたっては、行政主導型から脱却し、積極的な町民参加型の「協働によるまちづくり」が重要となってきます。この町民参加を推進するためには、行政がもっている多くの情報を積極的に公開し、町民が情報を「共有」することが必要となります。

また、情報化技術の進歩により、自宅などで行政情報を取得したり、公共施設利用の申込みや申請など、ある程度の行政サービスを受けることが可能となってきています。

このため本町においても、これらの手法を積極的に活用し、開かれた行政システムの確立を図っていきます。

(1) わかりやすい行政運営の推進

行政情報は、住民が「共有」することを前提とした場合、その「わかりやすさ」も重要な要素となってきます。多くの町民から理解されるものでなければ、情報としては役に立たないものになってしまいます。このため本町では、町民への説明責任を十分に果たすために、情報の「共有」と情報の「わかりやすさ」に配慮した行政運営の推進に努めていきます。

(2) 電子自治体の実現

情報通信技術を利用した「電子自治体」を実現することにより、時間や距離といった制約を排除することが可能となります。このため本町では、この情報通信技術を利用した仕組みが住民サービスの向上にどの程度寄与するのか、また、その費用対効果はどうかなどについて十分に検討を行い、その導入・有効活用に向けて取組を進めていきます。

(3) 窓口サービスの向上

住民サービスをより一層向上させるため、窓口の集約化や休日・夜間における住民票等の交付などについて、その実現に向けて必要性を検討していきます。

2 自律に向けた財政の健全化

長引く景気低迷による国の財政状況の悪化、これに伴う地方交付税の削減など、本町

の財政状況は先行きが見えない正に危機的な状況に陥っています。特に今後も予想される地方交付税の大幅な削減は、本町のような小規模自治体の存続そのものを危うくするものです。現時点においてこうした状況から脱却するためには、中・長期的な視点に立って、確保できる歳入に見合った予算規模となるよう歳出を削減するしか方法はありません。しかしながら行政においては、民間企業のように不採算部門だからといって整理合理化することができないサービスが数多くあります。どうすればそのサービスの必要最低限の水準を確保することができるのか、どの程度までのサービスなら提供できるのか、また、その過程に無駄はないのかなどについて個別具体的に検討を行い、将来的にも収支の均衡を保ち「自律したまちづくり」を実現するため財政規模の圧縮を図っていきます。

(1) 計画的で健全な財政運営の実現

限られた財源の中で最大限のサービスを提供できるような予算の執行を確保し、財政の健全化を図っていくためには、中・長期的な視点に立った財政運営が必要となります。このため、あらゆる角度から検討を加えた実効性の伴う「財政健全化計画」を早急に策定し、計画的な財政運営の実現に努めていきます。

(2) 財政指標等の公開

健全な財政運営を維持していくためには、町民が町財政の状況を正確に把握し、財政運営が適正に行われているかどうかを客観的に評価していくことが重要となってきます。このため、町財政の現状について効果的でわかりやすい手法により資料等を作成し、情報を積極的に公開していきます。

(3) 事務・事業評価システムの構築

限られた財源の中では、要望されるすべての事業を行うことは困難になっています。「選択と集中」の観点から、各事業の優先度を明確にするとともに、予算に応じた実施事業の選択が必要になってきます。事業の優先度については、PDCA サイクルの中で明確な評価基準に基づいて決定されなければならないことから、「事務・事業評価システム」構築に向けて検討していきます。

(4) 歳入の確保

自主財源である町税や公共料金などについては、その適正な賦課と滞納解消に向けた収納対策を着実にを行い、収納率の更なる向上に努めていきます。

また、使用料や手数料などについては、個別の原価計算などに基づいた見直しを行い、

適正な受益者負担を求めています。

3 事務事業の整理点検と見直し

第3次行革大綱による取組も含め、継続的に事務事業の見直しによる経費削減を行ってきていますが、現状においても旧態依然とした事例も見受けられることから、あらためてすべての事務事業についてゼロから見直し、更に徹底した経費の削減を行っていきます。また、直接的な経費の削減だけではなく、事務処理の方式やその必要性などについても再検討を加え、総合的な経費削減につながるよう努めていきます。

(1) 徹底した事務経費の削減

既存の事務処理方式を一から見直し、情報通信技術を活用した電子決裁の導入や事務事業の委託の可能性など新たな視点から経費の削減に努めていきます。

(2) 補助金等の削減

民間による「補助金検討委員会（仮称）」の設置を検討し、その検討結果に基づいて補助金の整理合理化を推進するとともに、補助年数に終期を設定するなどしてより効果的な執行に努めていきます。

(3) 民間委託等の積極的な推進及び指定管理者制度の活用

総務事務や定型的業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等推進の観点からの総点検を行い、より効率的な行政サービスの提供に努めていきます。

また、施設管理業務については、その施設の存廃も含め管理の在り方についての検証を行うとともに、指定管理者制度への移行を積極的に推進していきます。

(4) 広域行政の推進

年々住民の生活圏が拡大する中、行政課題も単独自治体の範囲を越えて広域化してきています。このため、市町村合併も視野に入れつつ近隣市町村との連携を強化するとともに、事務事業全般について、効率・効果の面から広域的な事務処理によることが適当であるものを洗い出し、その可能性と実現に向けた新たな仕組みづくりを検討していきます。

(5) 第三セクター（苫前町振興公社）の経営健全化

苫前町振興公社の経営にあたっては、事業内容、経営状況、財政支援等について適宜適切に議会への状況説明を行うとともに、住民に対する積極的且つわかりやすい情報公

開に努めることとします。また、その経営状況の把握に努め、給与及び役職員数の見直し、組織のスリム化等を不断に行うとともに、存続の可否も含めた抜本的な経営改善策について検討を行っていきます。

4 効率的な組織・機構の確立

近年の我々を取り巻く社会情勢は急速に変化し、また複雑化してきていますが、この変化に対応することができない組織は、生き残っていくことが困難な状況となってきています。このことは自治体においても例外ではなく、こういった環境変化に柔軟に対応できる組織づくりが求められています。このため、従前の考え方や枠にとらわれることなく、住民の目線に立ったわかりやすい組織の在り方として、住民ニーズへの迅速な対応や素早い意志決定・対応の観点から、個々の職員の責任と権限を明確にし、臨機応変で簡素な組織づくりを行うとともに、内部、外部からの意見等を柔軟に取り入れ、必要に応じた体制がとれるよう随時組織の改編を行っていきます。

5 人材育成の推進

地方分権の進展により、その担い手である職員にはこれまで以上に高い政策形成能力やコミュニケーション能力が求められてきていることから、職員倫理も含めた資質向上のための職員研修を充実させていく必要があります。また、これに伴って個々の職員が持てる能力を最大限に発揮させるシステムづくりが重要となってくるため、職員の意識を喚起させる手法として、職務実績を適正に評価・反映させる新たな人事評価システムの導入についても検討していきます。こうした総合的な人材育成の推進により、組織の活性化や業務効率の向上に努めていきます。

6 定員管理及び給与等の適正化

かつてない厳しい行財政状況の下、単独による「自律したまちづくり」を実現していくためには、職員数の削減及び人件費の抑制は必要不可欠な手法のひとつといえます。このため、社会情勢等の変化を踏まえ、真に求められるニーズに対応した適切な行政サービスの提供にも十分配慮したうえで定員管理の適正化に努めていきます。また、業務の実態を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化にも積極的に努めていきます。

(1) 定員管理の適正化

職員の定員管理の適正化については、現在平成16年3月に策定した「苫前町定員適

正化計画」(計画期間：H16年度～ H20年度)に基づき、職員数を13名削減(△15%)することを目標に、職員数の抑制に努めているところでありますが、今後も、事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適性配置、民間委託の推進などに積極的に取り組み、社会経済情勢の変化に適切に対応した計画の見直しも含めて、定員管理の適正化のより一層の推進に努めていきます。

(2) 給与等の適正化

職員の給与制度については、従来から国の制度に準じて運用しており、各種手当の支給、福利厚生事業の実施についても適宜見直しを行うなど適切な対応に努めているところでありますが、更に給与・制度・運用・水準や個別手当の内容等その在り方について点検・検討を加えたうえで、削減・廃止も含めた見直しを行うなど適切な執行に努めていきます。

(3) 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等については、これまでも積極的な公表に努めてきておりますが、今後は、他の自治体との比較や全道、全国的な指標を示すなどして、住民にわかりやすい公表の仕方を工夫していきます。